

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和6年5月15日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

申請者 〒196-0002


住所 東京都昭島市拝島町三丁目1番3号

氏名 株式会社 貴藤

代表取締役社長 社長執行役員 池ノ谷 新吾

電話番号 042-545-6027

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

<p>事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）</p>	<p>県様式第1号及び添付様式第1面のとおり</p>
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 〒196-0002 東京都昭島市拝島町三丁目1番3号 電話番号：042-545-6027</p> <p>事業場 事業場（駐車場①） 〒190-0034 東京都立川市西砂町五丁目69番地の6 電話番号：042-531-8019</p> <p>事業場（駐車場②） 〒208-0023 東京都武蔵村山市伊奈平五丁目17番4</p> <p>事業場（駐車場③） 〒205-0022 東京都羽村市双葉町一丁目2番2及び羽村市羽字武蔵野4193番1 4195番1、4197番4、4198番1</p> <p>事業場（駐車場④） 〒197-0003 東京都福生市大字熊川字東207番1、207番9、208番1</p> <p>【駐車場②～④は電話無し】</p>
<p>事業の用に供する施設の種類の種類及び数量</p>	<p>添付様式第2面のとおり</p>
<p>積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	<p>積替え保管は行わない。</p>
<p>※事務処理欄</p>	

○ 提出された情報は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいた事務のみに使用し、その他の目的で使用することはありません。

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都昭島市拝島町三丁目1番3号

氏名 株式会社貴藤

(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 池ノ谷 新吾

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

山梨県知事 後藤 齋

許可の年月日 平成29年5月24日

許可の有効年月日 平成36年5月23日

## 1 事業の範囲

産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物を含む場合はその旨を含む。)	燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類(※)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、及び陶磁器くず(※)、がれき類(※)、ばいじん 以上12種類 (※印があるものは、石綿含有産業廃棄物を含む。) 上記のものは、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。
積替え保管の有無	無し

## 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

無し

## 3 許可の条件

無し

## 4 許可の更新・変更の状況

平成14年5月24日	新規許可
平成19年5月24日	許可の更新
平成24年6月5日	事業範囲変更許可(燃え殻、汚泥、廃油、動植物性残さ、ばいじんの追加)
平成24年6月5日	許可の更新
平成29年7月18日	許可の更新
平成29年8月28日	変更届(住所の変更)

5 積替え許可の有無 有・無6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無